

令和 7 年 3 月 12 日（水） 市民部

議案第 77 号令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 12 号）のうち、市民部の所管する部分について

それでは、議案第 77 号令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 12 号）のうち、市民部の所管する部分について、ご説明申し上げます。

それでは、補正予算説明書の 48 ページをお願いします。

歳入について、ご説明いたします。款 15「使用料及び手数料」、項 1「使用料」、目 1「総務使用料」、節 1「総務管理使用料」、説明欄、「建物使用料」のうち市民部につきましては、スポーツステーションおおつの自動販売機設置に伴う建物使用の実績により減額を、「土地使用料」のうち市民部につきましては、自動販売機設置に伴う土地使用の実績等により減額を、また、交流センター使用料、市民文化会館使用料、長等創作展示館使用料、体育施設使用料、コミュニティセンター使用料、埋蔵文化財調査センター使用料、歴史博物館使用料につきましても、それぞれ施設の実績見込みにより、増額または減額するものです。

50 ページをお願いします。

目 3「衛生使用料」、節 1「保健衛生使用料」、説明欄、「墓地使用

料」につきましては、市営堅田霊園の使用料の実績見込みにより増額するものです。

52 ページをお願いします。項 2「手数料」、目 1「総務手数料」、節 1「総務管理手数料」、説明欄、「地縁団体認可証明等手数料」は、実績の見込みにより減額し、節 3「戸籍住民基本台帳手数料」、説明欄、「戸籍住民基本台帳等手数料」につきましては、各種証明書の発行実績の見込みにより増額するものです。

目 3「衛生手数料」、節 1「保健衛生手数料」、説明欄、「霊園管理手数料」につきましては、市営堅田霊園に係る年間管理料の実績見込みにより減額するものです。

58 ページをお願いします。款 16「国庫支出金」、項 2「国庫補助金」、目 1「総務費国庫補助金」、節 1「総務管理費国庫補助金」、説明欄、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」のうち市民部につきましては、氏名の振り仮名法制化に係るシステム改修経費に対し、交付額の決定により増額するもので、次の「個人番号カード交付事務費補助金」につきましては、マイナンバーカード交付事務に係る事務経費の精査により、減額するものであり、次の「国宝重要文化財等保存整備費補助金」につきましては、伝統的建造物群保存対策推進事業費の精査により、次の「史跡等購入費補助金」に

つきましては、市内史跡等整備事業費の精査により、次の「国宝重要文化財等防災施設整備費補助金」につきましては、非常用自家発電設備更新工事の工事費の精査により減額するものです。次の「デジタル田園都市国家構想交付金」のうち、市民部につきましては、委託費の確定により減額するものです。

64 ページをお願いします。項 3「委託金」、目 1「総務費委託金」、節 1「総務管理費委託金」、説明欄、「自衛官募集事務委託金」及び節 2「戸籍住民基本台帳費委託金」、説明欄、「中長期在留者住居地届出等事務委託金」につきましては、交付額の確定により、増額するものです。目 4「教育費委託金」、節 1「社会教育費委託金」、説明欄「伝統文化親子教室事業委託金」につきましては、事業費の精査により減額するものです。

66 ページをお願いします。款 17「県支出金」、項 2「県補助金」、目 1「総務費県補助金」、節 1「総務管理費県補助金」、説明欄、「地方消費者行政活性化交付金」につきましては、事業費の精査により減額するものです。

72 ページをお願いします。項 3「委託金」、目 1「総務費委託金」、節 4「統計調査費委託金」、説明欄、「人口推計調査事務委託金」につきましては、交付額の確定により、減額するものです。

74 ページをお願いします。款 18「財産収入」、項 1「財産運用収入」、目 1「財産貸付収入」、節 1「土地貸付収入」、説明欄、「市民部土地貸付収入」につきましては、携帯電話基地局設置等に伴う新規貸し付けにより、増額するものです。

78 ページをお願いします。款 20「繰入金」、項 1「繰入金」、目 1「基金繰入金」、節 2「交通安全基金繰入金」につきましては、対象事業費の精査により、減額するものです。節 3「文化観光振興基金繰入金」につきましては、市指定文化財修理補助等の精査により、減額するものです。節 8「公共施設等整備基金繰入金」のうち、市民部につきましては、事業の進捗及び財政計画の見直しにより、減額するものです。款 22「諸収入」、項 1「延滞金、加算金及び過料」、目 1「延滞金」、節 1「延滞金」、説明欄、「市営葬儀使用料等延滞金」につきましては、市営葬儀使用料に係る延滞金の実績見込みにより、増額するものです。

82 ページをお願いします。項 4「雑入」、目 2「弁償金」、節 1「弁償金」、説明欄「市民部」につきましては、自動車臨時運行許可番号標紛失弁償金で、番号標を紛失した許可対象者に対する実費弁償金収入の実績見込みにより、増額するもので、目 4「雑入」、節 2「総務費雑入」、説明欄「冊子頒布代」のうち、市民部につきまし

ては、展覧会図書などの売上額の実績見込みにより、増額するものです。「高齢運転者免許返納促進業務委託金」につきましては、高齢者運転免許証自主返納促進事業による公共交通乗車券の利用実績分を増額するものです。「学校体育施設照明利用料」につきましては、学校体育施設開放事業に係る照明利用料の実績見込みにより減額を、「市民センター管理費等負担金」につきましては、逢坂ビル等の管理経費に係る入居団体からの負担について実績見込みにより増額を、「埋蔵文化財包蔵地発掘調査費負担金」につきましては、事業の精査により、増額を、「コミュニティ助成金」につきましては、否採択事業分を、減額するものです。

86 ページに移りまして、節 7「土木費雑入」、説明欄中段、「スポーツ振興くじ助成金」のうち、市民部につきましては、ホストタウン事業の事業費の精査により、減額するものです。節 10「その他雑入」、説明欄、「市民部その他雑入」につきましては、市民文化会館レストラン等の光熱水費、市民運動広場の照明料などの実績見込みにより減額するものです。

88 ページをお願いします。款 23「市債」、項 1「市債」、目 1「総務債」、節 2「市民センター整備事業債」につきましては、事業の進捗及び財政計画の見直しにより、減額するものです。節 3「社会体

育施設整備事業債」につきましては、旧田上市民運動広場管理棟ほか解体工事及び石山市民体育館屋根防水等改修工事（Ⅱ期）に係る工事費の精査により、減額するものです。節4「文化施設等整備事業債」につきましては、歴史博物館の非常用自家発電設備更新工事、市民文化会館の高圧受電設備改修工事に係る工事費の精査により、減額するものです。節5「コミュニティセンター施設整備事業債」につきましては、市民活動センターの空調工事設計委託費の精査により、減額するものです。目3「衛生債」、節1「斎場施設整備事業債」につきましては、大津聖苑空調設備更新工事に係る工事費の精査により、減額するものです。

90 ページをお願いします。目9「教育債」節1「義務教育施設整備事業債」のうち市民部につきましては、瀬田東小学校屋外トイレ解体及び倉庫増築工事の工事費の精査により、減額するものです。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

次に、歳出について、ご説明いたします。

100 ページをお願いします。款2「総務費」、項1「総務管理費」、目19「自治振興費」、説明欄1「自治振興推進費」のうち、市民部につきましては、まちづくり協議会設立支援及び運営補助金など事業費の精査により減額を、説明欄2「自治会育成推進費」につ

きましては、自治会報償金や運営補助金などの事業費の精査により減額を、説明欄 3「生活安全推進費」につきましては、交通安全推進に係る事業費などの精査により減額を、説明欄 4「市民センター施設事業費」につきましては、市民センターの光熱水費の執行見込みや、施設維持管理業務委託及び備品購入費などの精査により減額を、説明欄 5「市民相談等広聴活動費」につきましては、特別相談業務やコールセンター運営業務など事業費の精査により減額を、説明欄 6「コミュニティセンター管理運営費」につきましては、コミュニティセンターの管理運営に係る経費の精査により、減額するものです。目 21「市民交流費」、説明欄 1「文化振興推進費」につきましては、源氏物語関連公演の事業費などの精査により、減額を、説明欄 2「文化施設管理運営費」につきましては、市民文化会館の高圧受電設備改修工事の工事費の精査、又は管理運営に係る事業費の精査により、減額するものです。説明欄 4「パートナーシップ推進費」につきましては、市民活動センターの空調工事設計委託料など事業費の精査により、減額するものです。目 22「スポーツ振興費」、説明欄 1「スポーツ施設管理運営費」につきましては、光熱水費の執行見込みなどにより減額を、説明欄 3「スポーツ施設整備費」につきましては、旧田上市民運動広場管理棟他解体工事などの

事業費の精査により減額を、説明欄 4「スポーツ推進費」につきましては、台風 10 号接近に伴う市民体育大会の一部競技中止など事業費の精査により減額を、説明欄 5「スポーツステーションおおつ管理費」につきましては、光熱水費の執行見込みなど維持管理経費の精査により、増額するものです。

104 ページに移りまして、目 23「消費生活センター費」、説明欄 1「消費生活センター管理運営費」につきましては、相談事業、啓発事業及びセンターの管理運営に係る事業費の精査により、減額するものです。目 24「文化財保護費」、説明欄 1「市内遺跡緊急発掘調査費」につきましては、開発行為等に伴う発掘調査事業に係る経費の精査により、減額を、説明欄 2「文化財等保存対策費」につきましては、文化財保存修理等補助事業等に係る経費の精査により、減額を、説明欄 3「文化財保護管理運営費」につきましては、坂本城跡の国史跡指定に向けた取組や市内文化財の保存・修理や管理事業に係る経費の精査により、増額を、説明欄 4「埋蔵文化財発掘調査受託費」につきましては、開発工事に伴う埋蔵文化財の発掘調査事業に係る経費の精査により、減額するものです。

106 ページに移りまして、目 25「博物館費」、説明欄 1「博物館企画展示費」につきましては、企画展示事業費の精査により、減額

を、説明欄 2「博物館管理運営費」につきましては、非常用自家発電設備更新工事の工事費の精査、及び管理運営に係る事業費の精査により、減額するものです。

108 ページをお願いします。下の表、項 3「戸籍住民基本台帳費」、目 1「戸籍住民基本台帳費」、説明欄 1「住居表示整備推進費」につきましては、住居表示板・街区案内板の修繕等に係る事業費の精査により、減額を、説明欄 2「戸籍住民基本台帳事務管理費」につきましては、各種証明書の発行や届出の受付にかかる事務、住民情報オンラインシステムの運用、また、ネットワークシステムやコンビニエンスストアにおける証明書交付サービス等にかかる経費の精査、及びマイナンバーカード交付事務に係る事務経費の精査により、減額するものです。

114 ページをお願いします。款 3「民生費」、項 1「社会福祉費」、目 1「社会福祉総務費」、説明欄 8「犯罪被害者等見舞金支給費」につきましては、件数の増加に伴い、増額するものです。

130 ページをお願いします。款 4「衛生費」、項 1「保健衛生費」、目 6「環境衛生費」、説明欄 4「墓地等管理運営費」のうち市民部につきましては、市営堅田霊園における維持管理経費及び霊園管理システムに係る更新経費の精査により、減額を、説明欄 5「斎場管理

運営費」につきましては、大津聖苑空調設備更新工事に係る工事費の精査により、減額を、斎場非常用発電機修繕業務など維持管理に係る事業費の精査により、増額するものです。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

次に、繰越明許費について、ご説明いたします。

6 ページをお願いします。

第2表「繰越明許費補正」です。

1「追加」の表の、款2「総務費」、項1「総務管理費」、事業名「市民センター施設改修事業」につきましては、「滋賀市民センター建替工事に係る地質調査業務」において、利用者が増加する年度末は、利用者の安全面を考慮し、業務の実施を避けるよう地元より要望があったことから、年度内に業務を完了することが困難であるため、委託料の577万5千円を翌年度に繰り越しするものです。

事業名「スポーツ施設整備事業」につきましては、「大津大石淀グラウンド・ゴルフ場救護室建設工事」において、入札不調に伴う仕様の見直しを行ったことから、契約に遅れが生じ年度内での完工が困難であるため、工事請負費の2,800万円を翌年度に繰り越しするものです。事業名「文化財保存修理等補助事業」につきましては、

「世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中

堂廻廊保存修理事業」に係る一部工事に用いる原材料の確保に時間を要し、当初予定していた年度内で完了することが不可能となったため、市費補助額の 1,000 万円を翌年度に繰り越しするものです。

以上、議案第 77 号「令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 12 号）」のうち、市民部の所管する部分につきましての説明とさせていただきます。

よろしく御審査を賜りますよう、お願い申し上げます。